

2020年2月

## 「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」

事業承継における経営者の個人保証に関して、「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」といいます。）に即した対応を採ることが考えられることについては、事業承継ニュースレターVol.6 及び Vol.7 においてご説明したとおりですが、今般、「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」<sup>1</sup>（以下「本特則」といいます。）が発表されましたので、ご説明いたします。

### 1 本特則公表の経緯

経営者保証ガイドラインの運用開始以降、経営者保証に依存しない融資の拡大に向けて取組みが進んできたところですが、事業承継に際しては、経営者保証を理由に後継者候補が承継を拒否するケースが一定程度存在することが指摘されるなど、課題が残されていました。

他方、中小企業においては、経営者の高齢化が一段と進む下で、休廃業・解散件数が年々増加傾向にあるほか、後継者が未定の企業も多数存在する状況にあります。

そこで、「成長戦略実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）では、中小企業の生産性を高め、地域経済にも貢献するという好循環を促すための施策として、経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として、前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めないことなどを盛り込んだガイドラインの特則を制定することが明記されました。本特則は、経営者保証ガイドラインを補完するものとして、主たる債務者、保証人及び対象債権者<sup>2</sup>のそれぞれに対して、事業承継に際して求め、期待される具体的な取扱いを定めたものになります。

### 2 対象債権者における対応

#### (1) 前経営者、後継者の双方との保証契約

まず、本特則は、対象債権者に対し、事業承継時の経営者保証の取扱いについて、原則として前経営者、後継者の双方から保証を徴求しないことを要請しています。

例外的に、前経営者及び後継者の双方に保証を求めることが真に必要な場合には、その理由は保証が提供されない場合の融資条件等について、前経営者及び後継者の双方に十分に説明し、理解を得なければならないとされています。なお、本特則は、前経営者及び後継者の双方から保証を徴求することが許容される事例について限定的に記載しており、前経営者及び後継者の双方から保証を求めることは許されないという原則が重視されているものといえます。

また、対象債権者が現段階で既に前経営者及び後継者の双方から保証を徴求している場合もあり得ますが、そのような場合には、前経営者及び後継者の双方から保証を徴求することとなった個別の背景を考慮し、一定期間ごと又はその背景に応じたタイミングで、安易に前経営者及び後継者の双方から保証を徴求している状態が継続しないよう、適切に管理又は見直しを行うことが必要とされています。

#### (2) 後継者との保証契約

次に、本特則は、後継者から保証を徴求することについて、事業承継の阻害要因になり得ることから、前経営者から後継者に当然に保証を引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得たうえで、経営者保証ガイドライン第4項(2)<sup>3</sup>に即して、保証契約の必要性を改めて検討するとともに、事業承

【事業承継WG/本号監修・執筆者（弁護士）】

中森 巨 ([wnakamori@kitahama.or.jp](mailto:wakamori@kitahama.or.jp))

太田 慎也 ([sota@kitahama.or.jp](mailto:sota@kitahama.or.jp))

◆本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。  
北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係  
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

【大 阪】北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

【東 京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サビアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

【福 岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<https://www.kitahama.or.jp/>

継に与える影響も十分考慮し、慎重に判断することが求められるとしています。そして、仮に経営者保証ガイドライン第4項(2)の要件の多くを満たしていない場合であっても、経営者保証を求めることにより事業承継が頓挫する可能性や、これによる地域経済の持続的な発展、金融機関自身の経営基盤への影響などを考慮して、総合的な判断として経営者保証を求めない対応ができないか真摯かつ柔軟に検討することを対象債権者に求めています。

このような検討の結果、後継者の経営者保証を求めることがやむを得ないと判断された場合には、対象債権者に対し、以下の対応について検討を行うことを求めています。

- ① 資金使途に応じて保証の必要性や適切な保証金額の設定を検討すること
- ② 規律付けの観点や財務状況が改善した場合に保証債務の効力を失うこと等を条件とする解除条件付保証契約<sup>iv</sup>等の代替的な融資手法を活用すること。
- ③ 主たる債務者の意向を踏まえ、事業承継の段階において、一定の要件を満たす中小企業については、その経営者を含めて保証人を徴求しない信用保証制度<sup>v</sup>を活用すること。
- ④ 主たる債務者が事業承継時に経営者保証を不要とする政府系金融機関の制度融資<sup>vi</sup>の利用を希望する場合には、その意向を尊重して、真摯に対応すること。

このように、本特則は、後継者に対して経営者保証を求めることが事業承継の阻害要因となり得ることに鑑みて、なるべく後継者に対して経営者保証を求めないことを検討するよう対象債権者に対して求めるとともに、当該検討を経て、仮に後継者の経営者保証が必要になると判断した場合であっても、後継者の負担を軽減できる方策を検討するよう対象債権者に求めているものといえます。

### (3) 前経営者との保証契約

本特則は、前経営者について、実質的な経営権・支配権を有しているといった特別の事情がない限り、いわゆる第三者に該当する可能性があることから、第三者保証の利用を制限する改正民法の趣旨や、これまでの融資慣行からして、保証契約の適切な見直しを検討することを対象債権者に求めています。

このように、本特則は、前経営者から後継者に対する事業承継の場面を想定し、前経営者の保証を求めないことを原則としているものといえます。

### 3 主たる債務者及び保証人における対応

本特則によれば、主たる債務者及び保証人が経営者保証を提供することなく、事業承継を希望する場合には、まずは、以下の①～③のとおり、経営者保証ガイドライン第4項(1)に掲げる経営状態であることが求められます。

- ① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- ② 財務基盤の強化
- ③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

事業承継を希望する主たる債務者たる中小企業としては、後継者の負担を軽減させるために、まずは、事業承継に先立って、経営者保証ガイドライン第4項(1)の要件を充足するように主体的に経営改善に取り組むことが必要となります。

事業承継を円滑に行うためには、後継者の負担を軽減することが必須であるところ、事業承継を検討している中小企業としては、前経営者は勿論のこと、後継者からも経営者保証を提供させないことが望ましいといえます。そこで、事業承継を検討している中小企業は、本特則を踏まえて、経営改善に取り組むことが望ましいといえます。

### 4 最後に

駆け足となりましたが、本特則の概要について説明させていただきました。本特則は、令和2年4月1日から適用することとされており、現在のところ未適用の状態ではありますが、今後は、本特則に沿って、前経営者及び後継者の双方から保証を徴求するといった運用は例外的に許容されるに過ぎなくなると考えられるほか、後継者の負担も軽減されることになるものと考えられ、ひいては円滑な事業承継が期待されることと見られます。

事業承継に際して、経営者保証の問題は付き物です。この点につきお悩み等ございましたら、ご遠慮なく弊所までご相談ください。

以上

<sup>i</sup> 本特則の全文については、以下の URL 先をご参照ください。

[https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news3\\_11224.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news3_11224.pdf)

<sup>ii</sup> 中小企業に対する金融債権を有する金融機関等であっても、現に経営者に対して保証債権を有するもの、あるいは、将来これを有する可能性のあるものをいいます（経営者保証ガイドライン第1項）。

<sup>iii</sup> この点については、事業承継ニューズレターVol.6 をご参照ください。



iv 主たる債務者が特約条項を充足する場合は保証債務が効力を失う保証契約をいいます。

v 保証申込受付日から 3 年以内に事業承継を予定する具体的な計画を有し、資産超過である等の財務要件を満たす中小企業に対して、経営者保証が提供されている借入（事業承継前のものに限ります。）を借り換えて無保証とするなど、事業承継時に障害となる経営者保証を解除し、事業承継を促進することを企図するものです。令和 2 年度より取扱いが開始される予定です。

vi 本特則の脚注では、例として、日本政策金融公庫の「事業承継・集約・活性化支援資金」が挙げられています。